

## インフルエンザ等で在籍小学校が学級閉鎖等で休校になった場合の 学童保育クラブ、児童館の対応について

インフルエンザ等の流行で、お子さんの小学校が学級閉鎖、学年閉鎖等となった場合は、学童保育クラブ、児童館は、以下のような対応とさせていただきますのでご理解、ご協力をお願いいたします。ご質問等がございましたら、当該館長もしくは、当該職員までお願い致します。

- 1、発熱や鼻汁、咳、のどの痛みの症状がある場合は、速やかに受診し、近隣等でインフルエンザでの学級閉鎖があることを医師に伝え、適切な診療を受けるとともに、学童保育クラブへの来所及び児童館への来館を見合わせてください。
- 2、学級閉鎖等の学級に在籍しているお子様は、インフルエンザの症状がなくても、うつらない、うつさないという学級閉鎖の趣旨をご理解いただき、家庭での保育が可能である場合は、各家庭での保育にご協力をお願い致します。また、児童館への来館を控えてください。
- 3、学童保育クラブに在籍しているお子さんで、ご家庭での保育が困難で体調が悪くないお子さんは、平日8：15～18：15(土曜日は8：30～18：00)の保育を行います。  
この場合は、次のような対応となります。ご家庭でお子さんと確認してください。
  - ①学級閉鎖のクラスのお子さんは、学童保育クラブ室のみでの保育となります。
  - ②登所するときには、家庭で検温して、連絡帳に体温をご記入ください。また、ご家庭から、必ずマスクを着用してきてください。
  - ③保育中にお子さんの体調が悪くなった場合は、すぐに保護者のお迎えをお願いしますので、保護者の方に連絡が取れる連絡先を連絡帳等にてお知らせください。

### 4、インフルエンザを発症した場合

24年4月学校保健安全法の一部改正から、学校における出席停止期間の基準(次ページ参照)が変更になりました。学童保育クラブ及び児童館も同様に

**「発症した後、5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」**

学童保育クラブへの登所、児童館の通常利用、ランドセル来館の利用ができません。

なお、体調が戻ってから学童保育クラブや児童館を利用する場合、学校へ提出する出席停止解除願いの写しを提出いただくか、解除になった日付等をご負担のない範囲でご連絡ください。

区民センター児童館 3711-1839

区民センター学童保育クラブ 3711-1136

田道小学校内学童保育クラブ 3711-8603

**【参考資料】**

**学校保健安全法施行規則の一部が平成24年4月1日付け改正**

感染症の種類	出席停止の期間の基準	
	改正後	改正前
インフルエンザ (鳥インフルエンザ 及び新型インフルエ ンザ等を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱し た後2日(幼児にあつては3日)を経過 するまで	解熱した後2日を経過するまで

改正に伴うインフルエンザ患者の出席停止期間例

(例) 発症日を0日として、たとえ解熱していても発症日の翌日から5日は出席停止。5日経過しても解熱していない場合は、解熱後、児童・生徒は2日(幼児は3日)間出席停止。

**幼稚園**

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日
発症				解熱	1日	2日	3日	
0日	1日	2日	3日	4日	5日			
	停止	停止	停止	停止	停止	停止	停止	可能

**小中学校パターン1**

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日
発症				解熱	1日	2日		
0日	1日	2日	3日	4日	5日			
	停止	停止	停止	停止	停止	停止	可能	

**小中学校パターン2**

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日
発症		解熱	1日	2日				
0日	1日	2日	3日	4日	5日			
	停止	停止	停止	停止	停止	可能		